

山北町自治基本条例素案（23年12月時点）に対する意見

番号	条項	意見
1	全体	自治基本条例は、山北町の基本条例であり、まちづくりの基本となる条例であるとともに、議会議決を必要とする条例であるので、しっかりと将来を見据えた山北町の基本となる条例を策定すべきであり、見直しの時期は明記しない方がよいと考えます。
2	全体	まちづくりの理想、夢などの将来像や整備実施に係る計画は総合計画やその他の個別計画で、その時その時の町長の考え方で変わってくるので、まちづくりの基本である山北町自治基本条例はこうしたことを踏まえ、基本的事項の策定を行うべきであり、条例であり計画書ではないと考えます。
3	全体	全体と言える事ではあるが、「行わなければならない。」2条にある、「遵守しなければならない」等、町が策定する基本条例であるにもかかわらず、行政側が努力義務ではおかしい。町民側が努力義務であるのはいいのであるが、行政側が努力義務とするのはおかしいのではないか。
4	全体	3・11東日本大震災の教訓を受け、章立てで「危機管理」の条項が必要と感じる。（例えば、第8章の次あたりに）
5	全体	条例全体を簡素化しよとして、判りづらくなっている。求めるものや整備すべき前提とやるべき姿勢が1つの条項に入り乱れている。
6	全体	第8章が山北町の特徴と説明されたが、第21条の子供と22条の高齢者の参加だけでなく、例えば「福祉（今を大切に）と教育（未来を育てる）、あるいは、活性化（ずっと暮らせる環境）」を、将来像として目指すべき目的とすべきでないか。条例を作る目的（推進していくこと）はこの内容で見えるが、何のためにこの条例が必要なのかの目的が見えない。
7	全体	町職員の役割等の条項も必要でないか。
8	全体	全体に協働という言葉が随所に出てくるが、意味がよく解らず、また、色々な意味に捉えることもできてしまう。前提として、町と町民と議会がそれぞれの役割、分担になると思うが、どういう風に位置づけられ、関係をつくれるのか、色々な想定が出来てしまう。それにより協働の意味合いが色々考えさせられるため、前提として明確にしてもらいたい。
9	全体	行政は町民とは違う。行政は執行側。町民と行政が同じ立場ではおかしい。
10	全体	自治基本条例施行済みの他市町村の規定と比較、検証をしたか。
11	全体	町は理念型規定でスタートしている。根幹がぐらつくようなことにならないようにしなければならない。

番号	条項	意見
12	前文	後の基本原則にも関わってくることはあるが、町づくりの主役は住民であり、地域の問題をこの条例で解決していく意味合いであると思われるが、そこに山北町の特色、過去は、こういった歴史があり、環境が良い。そして、一番の問題はここは決意表明のところであり、そこへ前向きで活性化が図れるような表現をすることが、必要ではないか。
13	前文	前文の中を見ていくと、これから山北町は自然、文化等を大切にしていきたいとの方向ではあるが、本当にそれだけで山北町の将来の展望はあるのか。 もう少しメッセージを強くしていく必要がある。例えば、災害に強いまちづくりであるとか、安全な場所に人口を増やしていくとか、山北町の考え方が有る以上、都会の人を受け入れるだけの受け皿を持ちたいであるとかのその辺りのニュアンスがここに入ってこないと将来に向けての町の考えている山北町の姿が実現出来ないのではないかと。 今の段階では、自然や緑、文化等、守ることばかりになっており、現状維持でしかないため、これから色々なことを町づくりでしていく以上、将来に向けての山北町の発展の展望をこの中に入れていかないといけないのではないかと。
14	前文	「私たちのまちを〇〇〇〇〇〇守り育てていくために」は、明確な決意表明の目的を追加しては。(例えば、山北町のスローガンとか、基本計画の方向性とか「〇〇の趣旨に基づく人と自然が共に生きる」、「福祉の〇〇・教育の〇
15	前文	「まちづくりの基本原則」とは、自治の基本理念や自治の基本原則と同意語なのか、別物か、どう位置づけられているのか判りづらい。 また、第2章の「基本原則」や第4条の「協働の原則」とは異なるものか。同じ文言でよいのでしょうか。
16	前文	16人の委員からの色々な意見により素案ができていくはずであり、基本から戻ってしまうと最初から全部作成し直す必要はなくなってしまうので、この条文案をベースにどうやって肉付けしていくか討論していくべきではないか。
17	前文	「安全安心に暮らせる日々を送る」暮らせると日々を送るは同意語でないでしょうか。何か読みづらい感じがします。
18	前文	会社は入っていないのか。
19	前文	4行目「作り守り育て」は「創り守り育て」のが適切。
20	1条	「まちづくりの基本方針を明らかにし」、基本方針とは何か。また、別の条項とで明らかにしなくて良いのか。
21	1条	「自治の推進を図る」とは、何を目的・目標としてか。「まちづくりの基本方針を明らかにし」と、リンクする必要はないのか。4条の「協働の原則」と密接にかかわらなくてよいのか。
22	1条	解説2行目「役割分担」の「分担」は必要ない。
23	2条	「最大限遵守」の最大限とは。

番号	条項	意見
24	2条	「・・・この条例に定める事項を最大限遵守しなければならない。」 ⇒「・・・この条例に定める事項を遵守するものとする。」
25	2条	「条例及び規則等」の等があると、町民には関連の薄い町の業務事務処理の規程、要綱にも及び。等は削除すべきではないか。
26	3条	2号の執行機関に町民が委員となっている各種委員会も含まれる。「町」の定義に自治法上の委員会全てを含めることが適切か。 「山北町の行政執行機関である、町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会をいう。」 ⇒「山北町の行政執行機関（一般行政・教育行政）をいう。」
27	3条	第2号「山北町行政機関である、町長」は町長を指すのか。表現が分かりにくい。
28	3条	6号の主体的とは。
29	3条	1号ア、イ の表記には、「在住する者」「在学する者」といったように「者」という表記をしているにもかかわらず、ウの表記にはないため、ウの表記も「者」としたほうが良い。
30	3条	4項「まちづくり」の第1条で定める目的を達成」とあるが、第1条の目的はこの条例の目的であり、町づくりの目的は、山北町のスローガンなり基本計画の方向性ではないのか。（やはり第4条の協働の原則が気にかかる）
31	3条	第6号「主体的にまちづくりに参加することをいう。」 ⇒「まちづくりに参加することをいう。」
32	3条	第7号「自治会区等の特定の区域をいう。」 ⇒「自治会等の区域をいう。」
33	3条	町が委嘱している委員、特に教育委員会の委嘱している委員（体育指導委員、文化財保護委員、青少年指導員など）が、町づくりに大きな存在と思いますが、この定義からは見えないがどうか。
34	4条	4号の山北町の伝統文化を守りの文言に関して、読み手に夢を与えられない。
35	4条	4号の文化は伝承するが、さらに新しい文化を生み出していく先に向けた表現にすべきではないか。今まであるものを挙げるだけでなく、活性化であるとかの前向きな表現があってもよいのではないか。
36	4条	4号「山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり」 ⇒「山北町の伝統文化を守り継承し、活用するまちづくり」
37	4条	権利について、解説には役務を受ける権利とあるが、わざわざ6条に参画の権利だけあるのには何か理由があるのか。
38	4条	1号から4号を踏まえて、5号を新設するなどして、例えば、子育てのしやすい地域をつくるであるとかの人口の増進を図ることなどできるようなニュアンスを含む文言をいれてみてはどうか。

番号	条項	意見
39	4条	この条項が、目指すべきこの条例を掲げる目的と思われる。よって、1号から4号までの概念的・一般的事項のほか、山北町の特色として5号以下に「町の前向きな到達点」（一生住める環境としての活性化に向けた指針、安全安心な街づくりとしての福祉と教育等の意気込みの表現：前文等のスローガンや方向性とリンクする本来の目的）
40	4条	1号～4号は、目指す「まちづくりの基本原則」であり、協働の原則とは違うのではないか。協働の原則は、第7条の「町民の責任」の参画と2本柱としてこの条例の重要項目として別条項立をすべきではないか。
41	5条	なぜ、情報公開を記述しないのか。共有には、公開を含むが弱いと思う。
42	6条 7条 8条 9条	3章、4章を通して整備する必要がある。 6条には「参画する権利を有する」とあり、7条では「参加する責務を有する」とあるのだが、権利と義務につき両記載について権利を認めてる上に義務まで明記する必要があるものか。 また、7条2項では責任を持った行動について記載されているが、3項で唐突に納税の義務を謳っており、憲法にある納税に関する記載まであり整合性がないと思われるため調整したほうが良いものと思われる。 また、8条、9条では自治会等の町づくりの主体性を謳っているが、一部の自分勝手な住民に対しては表現が弱いので見直すべきではないか。
43	6条	自治法においても、町長の町長の全ての責務の規制はできないことが現実で、最近のある市の「先決処分」問題などの事例もあり、この条は残すべきと思います。
44	7条	3項に納税の義務が規定されているが、非課税の町民も存在する。
45	7条	町民の義務は納税だけか。
46	7条	3項 全文削除
47	8条	1項は「自治会等」、2項は「自治会」。両方の等を入れるべきではないか。
48	8条	自治会は自らの組織であり町からの制約がなく自治が決めたものであるから、町が自治会に行政の仕事を依頼することは簡単にはできない。町と自治会の契約的な事を規定する必要もあるのではないか。
49	8条	見出し「自治会等のまちづくりの主体」 ⇒「自治会等のまちづくり」
50	8条	1項「まちづくりを進めるうえでのまちづくりの主体として中心的役割を担うものとする。」 ⇒「まちづくりを推し進めている場合にはまちづくりの中心的な役割を担わなければならない。」
51	8条	2項「町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。」 ⇒「自治会等は、町民に協働のまちづくり活動の趣旨、役割などを説明し、積極的に参画するよう指導しなければなら

番号	条項	意見
52	9条	自治会等の「等」は必要か。
53	8条 9条	自治会に相当な負担がかかりそうな状況になっているものと思われる。自治会等の「等」になにが含まれるか解らず、現実的には自治会そのものが崩壊しそうな場合もあるとの事で、自治会の役割を理解してとの文言についても、実際、その役割を理解している者がどれだけいるかも疑問であるところにこれだけの負担を自治会の中に入れてよいものか。
54	10条	町民公益活動について、条文に宗教、政治、選挙活動とあり、自治基本条例ではこれらを認めない方向であるが、基本的には憲法にて認められているものであり、全て国民の自由な権利であって、これを公益活動ではないと否定してしまっているので法的には整合性はないのではないと思われる。ここで規定してよいのか。もっと公益性であるならば町民福祉の向上であるとかの文言にてこの10条を作成したほうがよいのではないか。
55	10条	営利を追求する経済活動が除外されているが、例えば、優良企業で地域づくりに色々な還元をして、福祉や町づくりの面で町にとって有益企業であっても排除してしまうのか。
56	10条	産業まつり、桜まつりなどは、町が支援している団体が営利を伴い農産物等を販売して出店している。まちづくりの一環としてイベントを盛り上げるためのそれらの活動もできなくなるのか。
57	10条	見出し「町民公益活動」 ⇒「町民の公益活動」
58	10条	1項 全面的な修正意見 ⇒「町民の公益活動は、町民が自発的に参加して行われる営利を伴わない公益性のある活動であり、町民自らが積極的に参加するよう努めなければならない。」
59	10条	2項 ⇒「町は、町民の公益活動の推進に資する必要な支援を行うものとする。」
60	10条	3項 全文削除
61	11条	町長の役割、責務について、内容も解るのだが、既に町民、町、議会という区別がされており、町長はその中の町の中に入るのではないか。わざわざここで、町長のみ取り出して条文にする必要があるのか。項を立てて述べる程度でよいのではないか。また、13条には町の役割及び責務が規定されているが、ちぐはぐになるのではないか。
62	11条	「町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。」 ⇒「町長は、協働のまちづくりの実現のために、職務を誠実に遂行し、町民の信託に応えるものとする。」
63	12条	「展望について、町民に説明しなければならない。」 ⇒「展望などについて、議会及び町民に責任を持って説明するものとする。」
64	13条	2項の「町民の参画に努めなければならない。」について、言葉として適切なものであるか。例えば「～するよう努めなければならない」の様にした方がよいのではないか。

番号	条項	意見
65	13条	1項「町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。」 ⇒「議会及び町民と協調と参画による協働のまちづくりを推進するものとする。」
66	13条	2項 1項に合わせたので削除
67	13条	3項「まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。」 ⇒「まちづくりを推進するにあたっては、必要な情報を議会及び町民に公開するものとする。」
68	14条	1項「策定しなければならない。」 ⇒「を策定するものとする。」
69	14条	なぜ、具体的に規定しているのは総合計画だけなのか。 2項の「際には」は必要ない。
70	14条	2項「総合計画を策定する際には、この条例を遵守しなければならない。」 ⇒「総合計画の策定にあたっては、この条例を遵守するものとする。」
71	14条	3項「総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。」 ⇒「この条例を基本とした総合計画に基づき、各種個別計画を策定するものとする。」
72	15条	行政改革大綱は常に自治基本条例と照らし合わせていくのか。
73	15条	1項「策定しなければならない。」 ⇒「策定するものとする。」
74	15条	2項「町民に公表しなければならない。」 ⇒「議会及び町民に公表するものとする。」
75	16条	行政評価の公表はどのように実施していくのか。「町民に公表する」などの文言を入れるべき。
76	16条	1項「行わなければならない。」 ⇒「行うものとする。」
77	16条	2項 ⇒「町は、前条の評価結果を議会及び町民に公表するとともに、政策に反映させるものとする。」
78	17条	町民に分かりやすく説明すると規定されているが、山北高校生にも説明に出向くのか。
79	17条	「町民に分かりやすく説明することに努めなければならない。」 ⇒「議会及び町民に分かりやすく説明するものとする。」
80	18条	1項「意見聴取をしなければならない。」 ⇒「意見聴取を行うものとする。」
81	18条	2項「総合計画等各種事業計画を策定する場合は、町民参加型の会議等を開催して意見を聴取しなければならない。」 ⇒「総合計画等各種事業計画を策定するにあたっては、町民参加型の会議等を開催し、町民の意見を聴取する中で策定

番号	条項	意見
		するものとする。」
82	19条	議員として当たり前のことが記載されているため、もう少し議員活動がどうなのかを具体的に書いてはどうか。議会の関係については、少し整理をしていかないと、全文では町民の意見を全部聞くとなっているため町民の代表として議会の存在が否定されかねないので整理が必要ではないか。
83	19条	議員の役割及び責務に関する記述を盛り込んで。
84	19条	規定は、町民の声を聞く、議会の立場、そういう視点で整理すれば良い。
85	19条	議会の役割、責務は議会内部で検討するか。
86	19条	6月時点の素案には、前文に「議会」も書かれていたが、12月時点の素案からは削除されている。何か理由があるのか。
87	19条	1項 ⇒「議会は、町民の代表として、地方自治法に定められた議決等を行い、町民の信託に応えなければならない。」
88	19条	2項 ⇒「議会は、議会活動に関する情報を町民に提供し、町民と共に協働のまちづくりに参画するよう努めなければならない
89	20条	住民投票の規定は漠然としている。 1項の「重大」とは、どのような案件を言うのか。 2項の町長は発議できるとあるが、どのような案件を言うのか。
90	20条	住民投票規定の考え方は説明で理解できた。そうであるならば、「町長は発議できる」など決め付けた規定としないほうがわかりやすい。
91	20条	第3条の「町」の定義を見直さないと、各委員会も住民投票を実施することとなる。
92	20条	1項「町は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。」 ⇒「町は、町民生活に重大な影響を与える事項に関して、町民の意思を確認する必要がある場合には、住民投票を実施するものとする。」
93	20条	3項「住民投票の結果は尊重されなければならない。」 ⇒「町は、住民投票の結果を公表し、尊重するものとする。」
94	21条	解説で子どもの定義を20歳未満としているが、18歳で就職する人たちも多くいる。働いて、税金を納めていても子どもか。20未満を一律に子どもという記述は見直すべきではないか。

番号	条項	意見
95	21条	「それぞれの能力」は、「素直な気持ち」などに修正したら。
96	21条	「子どもは、それぞれの能力に応じたまちづくりへの参加をするよう努めなければならない。」 ⇒「15歳未満の子どもは、自らが取り組める範囲内でまちづくりへ参加するよう努めなければならない。」
97	22条	「それぞれの能力」は、「経験を活かした」などに修正したら。
98	21条 22条	横浜市は子どもに参画を促している。子どもや高齢者の参画を促し、それを支援していくようなものにならないか。21、22条の趣旨は賛成だが、支援についても述べたうえで見直すべきではないか。
99	21条 22条	21、22条の子ども、老人に関して山北町が特色とするのであれば、それをもとに前文を工夫するべきではないか。
100	22条	「高齢者は、それぞれの能力に応じたまちづくりへの参加をするよう努めなければならない。」 ⇒「75歳以上の高齢者は、自らが取り組める範囲内でまちづくりへ参加するよう努めなければならない。」
101	23条	「進めなければならない。」 ⇒「進めるものとする。」
102	24条	「町は、社会情勢その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合、町民の意見を踏まえて必要に応じて概ね5年を目途に見直しをすることができる。」 ⇒「町は、社会情勢、その他の事情により、この条例の見直しをする必要性が生じた場合には、町民の意見を聴取した中で、条例の見直しを行うものとする。」